

令和4年度

定期監査報告書

袖ヶ浦市監査委員

監査結果報告

監査の概要

袖ヶ浦市監査基準及び全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査を次のとおり実施した。

なお、全国都市監査委員会は、監査委員制度の円滑な運営と健全な発展を図ることを目的とした全国の市等の監査委員で構成される組織であり、監査委員が監査等を実施する際によるべき基本事項等を規定した都市監査基準を定めている。

1 監査の対象

- ・企画政策部
- ・総務部
- ・財政部
- ・市民子育て部
- ・福祉部
- ・環境経済部
- ・都市建設部
- ・会計室
- ・消防本部
- ・教育部
- ・議会事務局
- ・選挙管理委員会事務局
- ・農業委員会事務局

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通

- ・会計区分、年度、科目等に誤りはないか。

(2) 予算関係

- ・適正な予算科目であるか。
- ・経費の設計・見積もり時に十分な精査が行われているか。

(3) 収入関係

- ・諸収入に係る事務手続きは適正に行われているか。
- ・債権管理、債権回収は、法令等を遵守し適正に行われているか。

- (4) 契約関係
 - ・ 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
 - ・ 契約書類等に不備はないか。
 - ・ 契約内容に沿った業務の執行が行われているか。
- (5) 支出関係
 - ・ 支出に係る事務手続きは適正に行われているか。
 - ・ 補助金等実績報告、余剰金等を確認し適正に支出しているか。
- (6) 資産関係
 - ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
 - ・ 備品等は適正に管理し備品台帳と一致しているか。
- (7) 経営関係
 - ・ 労務管理、事業の進行管理が適正に行われているか。
- (8) その他
 - ・ 規則等のために沿った事務の運用が行われているか。

3 監査の主な実施内容

関係書類及び関係帳簿類を調査し、関係職員の説明を受けるとともに、必要により現地調査を実施した。

4 監査の実施場所及び期間

(1) 事務局による事前監査

令和4年10月19日から令和4年11月2日までの期間、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等により各課において実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

また、必要により現地調査を実施した。

(2) 監査委員監査

令和4年12月16日から令和5年1月13日までの期間に監査室において、事前監査の結果を基に所管事務事業に関して、関係職員の説明を受け監査を行った。

5 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された事務事業。ただし、必要と認めるときは、これ以外の期間についても範囲とした。

6 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、財務に関する事務の執行は概ね適正と認められた。また、前年度定期監査及び決算審査における指摘事項等については、概ね改善が図られていた。

しかしながら、法令に従って適正な財務事務が行われていない事例が一部認められた。

※指摘事項：改善が必要であると認められるもの

(1) 債権管理の適正化に関するもの【環境管理課】

墓地管理料滞納繰越分について、時効が完成していない債権を、調定変更により債権の消滅をさせていた事例が認められた。

調定の変更等は、袖ヶ浦市財務規則第31条により、調定した後において過誤その他の事由により、当該調定の変更又は取消しの必要があるときに行うものと規定されている。

また、不納欠損処分ができるものは、同規則第46条第1項により、法令の規定に基づき、時効の完成又は徴収権の消滅により既に調定した歳入が徴収できなくなったものと規定されている。

今後は、法令を遵守し、適正な債権管理を行い、確実かつ厳正に徴収又は収納に努めること。

(2) 補助金事務の適正化に関するもの【農林振興課】

災害に強い森づくり事業補助金について、袖ヶ浦市農林業補助金交付要綱では補助額は当該補助対象事業費の10分の1以内と定められているが、10分の5以内の額が過大に交付決定されていた事例が認められた。

補助金交付要綱については、袖ヶ浦市補助金等に関する事務取扱規程第5条第1項により、補助事業の適正な運営及び事業の公平性を図り、補助金ごとに規定する内容、補助基準等を明確にするため定めるものと規定されている。

また、補助金等の交付決定については、袖ヶ浦市補助金等交付規則第4条第1項により、当該申請にかかわる補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査し交付を決定するものと規定されている。

早急に、補助金交付要綱の是正を行い、今後は法令を遵守し、適正に補助金の交付決定及び交付確定を行うこと。